

入学式に提出していただく予定（入学手続書類Ⅱ・P7記載）であった関係書類については、発送準備が遅れており大変ご迷惑をお掛けしているところですが、**入学式前にご自宅に郵送予定とさせていただきます、提出期限を4月中旬ごろに延期**させていただきます。所得制限を設けた制度となりますので、全ての方が申請できるわけではありませんが、下記の内容をご確認いただき、支給対象となる親権者の方については、書類（1、2）のご準備をしてお待ちいただけますようお願いいたします。

1. 令和元年度 課税額を証明する書類 ※(令和元年度＝平成30年收入)

保護者の職業形態等	添付書類	注意事項
① サラリーマンなど住民税の全額を給料から天引きされている人	・「令和元年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」のコピー ※1	昨年5月末から6月にかけて勤務先を経由して交付されています。
② 「個人で事業を営んでいる人」など市(町村)民税・府民税の全額を市町村や銀行の窓口で納めている人	・「令和元年度市(町村)民税・府民税納税通知書」のコピー	毎年6月中旬に市町村の税務担当課から直接自宅等へ送付されます。
③ 市(町村)民税・府民税が非課税の人または上記1、2、3の通知書を紛失した人	令和元年度の市町村発行の下記①から③の書類のうちのいずれか ※市役所で発行してもらってください ①「市(町村)民税・府民税課税証明書」 ②「非課税証明書」 ③「非課税通知書」のコピー	平成31年1月1日時点の住所地の市町村(住民税の窓口)で証明書の交付を受けてください。 (交付手数料が必要)

- ※ 給与所得と事業所得の両方に収入がある場合は① ②の添付書類を提出
- ※ 控除対象配偶者の方については添付書類は不要です。(もう一人の証明書で配偶者控除が確認できる場合)
- ※ 「生活保護世帯」については、2019.1.1時点において生活保護(生活扶助)を受けていることが分かる証明書の写しを提出

※1

会社にお勤めの方であれば、昨年の5月末～6月ごろに下図にある書類が交付されています。
(自営の方であれば、「令和元年度市(町村)民税・府民税納税通知書」になります。)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	市町村税	道府県税
	給与所得	所得区分	総所得③	税額控除前所得割額④	税額控除前所得割額④
	その他の所得計	総所得金額①	山林所得	税額控除額⑤	税額控除額⑤
			分離短期譲渡	所得割額⑥	所得割額⑥
			分離長期譲渡	均等割額⑦	均等割額⑦
			株式等の譲渡	税額控除前所得割額④	税額控除前所得割額④
			上場株式等の配当	税額控除額⑤	税額控除額⑤
			先物取引	所得割額⑥	所得割額⑥
				均等割額⑦	均等割額⑦
所得控除	雑損	障・寡・勤	控除	特別徴収税額⑧	特別徴収税額⑧
	医療費	配偶者	扶養親族該区分	控除不足額⑨	控除不足額⑨
	社会保険料	配偶者特別	本人該区分	既充当額⑩	既充当額⑩
	小規模企業共済	扶養	同居親族	既納付額⑪	既納付額⑪
	生命保険料	基礎	その他親族	引納付額(⑧-⑩-⑪)	引納付額(⑧-⑩-⑪)
	地震保険料	所得控除合計②	未成年者	変更前税額⑫	変更前税額⑫
			その他	増減額(⑧-⑫)	増減額(⑧-⑫)
			その他	変更月	変更月

令和2年4～6月支援金支給額の判定は、上表にある「**所得割額**」の合算から判定されます。市・府(県)の所得割額を足して父・母の所得割額をそれぞれ算出し、その金額を**合算した金額が507,000円を超えた場合は支給対象外**です。

2. マイナンバー写し ⇒ 個人番号カードまたは通知カードの写し

※提出できない場合 ⇒ 個人番号記載の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書等

◆制度についての詳細は、文部科学省HP掲載の下記サイトにてご確認ください。

⇒ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1418201.htm